

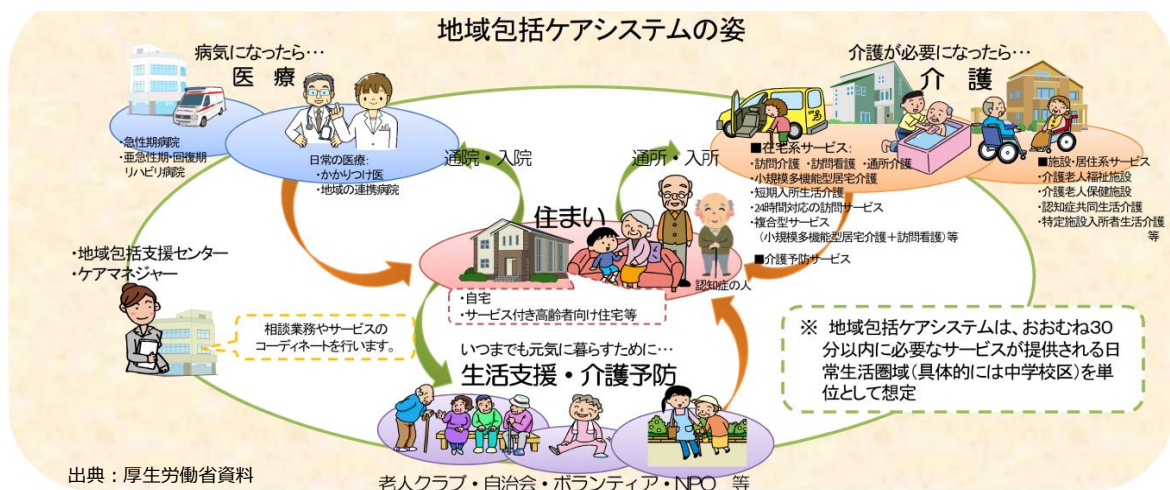
ハートフルプラン21（案）概要版

1. 計画の策定にあたって（第1章）

我が国では、少子高齢化が進行し総人口が減少を続ける一方で、平成25年には、団塊の世代が65歳以上となり、高齢者人口は大幅に増加しました。その後、全国的には令和22（2040）年に高齢者人口のピークを迎えるとされるなか、本市の高齢者人口はすでに令和3年をピークに減少に転じています。しかし、高齢化率については令和5年10月1日現在の35.1%から更に上昇していくと見込まれます。

このようなことから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援の包括的な確保、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保・地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備を進めているところです。

介護保険制度はその創設から20年が経ちましたが、今後も介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に取り組みながら、地域共生社会の実現を図るため本計画を策定します。



●地域包括ケアシステムとは、生活の中心となる住まいにおいて、できる限り自身が元気で自立した暮らしを送るための介護予防に努めることを基本とし、安心した日常生活を送るための生活支援が受けられ、万が一、医療や介護が必要になっても、高齢者本人やその家族等が、地域の様々な支援や専門的なサービスを包括的に利用することによって、可能な限り在宅で生活できるような仕組みのことです。

2. 高齢者を取り巻く現状（第2章）

「総人口と高齢者人口の推移」をはじめ、要介護認定者や高齢者世帯の推移・状況など、本計画に係る高齢者の現状や今後の推計値等を記載しています。

3. 計画の基本的な考え方 (第3章)

本市では、人々が活力にあふれ、豊かな毎日を安心して送れるよう、地域の中で住民自らが必要とする介護の在り方を選択できるとともに、多様なニーズに対応した保健・医療・介護・福祉が連携したサービスを効率的、かつ、きめ細かく提供することを目的として、3つの基本理念に基づいて施策の推進を図ってきました。第9期計画においても引き続き第1期計画からの基本理念を継承して、施策の推進を図ることとします。

また、基本理念を実現するための体制づくりを更に推進していくため、中長期的な視点としてのビジョン（目指す姿）を掲げ、その目標達成のための基本方針を次のとおりとします。

<基本理念>

- 自立と尊厳を尊重した思いやりのあるまちづくり
- 活力にあふれ、心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会づくり
- 心身ともに健やかな人づくり

<ビジョン（目指す姿）>

～誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを

人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会～

<基本方針>

- 個人の意思や権利が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり
- 個人の自主的な介護予防・自立支援・重度化防止のための取組と地域住民や地域住民グループによる支え合いがあるまちづくり
- 保健・医療・介護・福祉関係者間が連携した支援体制づくり

4. 施策の展開 (第3、4章)

ビジョン（目指す姿）の実現に向けて、次の6つの基本目標を定め、各施策を積極的に推進します。

基本目標1 健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまちづくり

すべての高齢者が、家庭や地域社会において健康で生きがいをもって社会活動に参加できるとともに、特に元気な高齢者が、要介護状態等になることを予防し可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、個人の自主的な取組みを支援します。

<施策>

1	高齢者の健康づくりの推進
2	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
3	介護予防の推進

基本目標 2 ご近所や地域の中でお互いに支え合えるまちづくり

元気な高齢者を中心とした地域住民が、地域の中で可能な限り役割を持ち要介護状態等になっても地域との関わりが持続できるよう、地域住民や地域住民グループの活動支援等、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

＜施策＞

1	地域福祉活動の推進
2	お互いが支え合える地域づくりの推進

基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

すべての高齢者が、介護を必要とする状態になっても、自分自身で住まいを選択し住み慣れた地域で暮らせるよう、地域での生活に必要な生活支援サービスの充実とそれを支える家族等に対する支援の充実を図ります。また、災害や感染症に対しても、介護サービス事業所等と連携し、高齢者が安心・安全な生活を送れる体制づくりを推進していきます。

＜施策＞

1	高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
2	地域密着型サービス（在宅サービス）の充実
3	地域包括支援センターの機能強化
4	在宅生活における支援の充実
5	高齢者の尊厳を保持し、権利を守る取組みの推進
6	災害や感染症対策に係る体制の整備

基本目標 4 認知症の人とその家族が安心して生活できるまちづくり

認知症となった本人やその家族が、認知症に関する様々なことを安心して相談できるとともに、すべての市民が認知症に対する理解を深め、見守ることができるよう支援体制の充実を図ります。

＜施策＞

1	認知症に関する知識と理解の普及・啓発
2	認知症の予防
3	医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援
4	認知症バリアフリーの推進

基本目標5 多職種連携と医療介護連携による在宅生活支援の体制づくり

保健・医療・介護・福祉関係者が、お互いの役割を理解した上で、高齢者本人や家族への支援を包括的に提供できるとともに、在宅生活に必要な連携が円滑に対応できる体制を強化するため、多職種による「顔の見える関係づくり」を推進します。

<施策>

1	自立支援・重度化防止のためのサービスが提供される体制の充実
2	在宅医療・在宅介護に関する相談支援体制の充実
3	高齢者本人や家族の意思を尊重できる在宅療養体制の充実
4	なんでも総合相談センターとの連携体制の構築

基本目標6 介護保険制度が円滑に運営できる体制づくり

事業者に対する指導や研修会の開催等により、介護サービスの質の向上と介護給付の適正化を図るとともに、必要な介護サービスの提供のために介護人材の確保・生産性の向上に取り組んでいきます。

<施策>

1	介護サービスの質の向上と適切な提供
2	介護人材の確保と介護現場の生産性の向上

5. 日常生活圏域の設定と現状 (第5章)

1 日常生活圏域の設定

市町村は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、その他の社会的条件を総合的に勘案して「日常生活圏域」を定めることとされています。

本市では現在、市内を11の日常生活圏域に分けて設定し、各圏域に地域包括支援センターを設置しています。

2 日常生活圏域の現状

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、各圏域での高齢者を取り巻く状況を把握することが重要です。

日常生活圏域の現状では、地域主体・住民主体で地域づくりに取組むことができるように、各圏域の地域資源や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から見えてきた圏域ごとの特徴と課題をまとめています。

本市としては、行政と住民・事業所等が圏域ごとの特徴と課題に関する情報を共有することで、住民ニーズに応える施策の提案・実施につなげられるよう、各圏域の取組について支援します。